

福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準

別表第1 (事故等に基づく措置要件)

措置要件	期間	運用基準	運用期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 福島県が発注する森林整備業務及び林産物売払い(以下「県発注業務等」という。)の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、森林整備業務及び林産物売払い(以下「業務等」という。)の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内</p>	<p>イ 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。</p>	12か月
		<p>ロ 有資格者名簿の登録後に県の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。</p>	9か月
		<p>ハ 有資格者名簿の登録後に有資格者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。</p>	6か月
		<p>ニ 有資格者名簿の登録前に県の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が大きいと認められるとき。</p>	3か月
		<p>ホ 有資格者名簿の登録前に虚偽の記載事実について有資格者から報告があり、過失が認められるとき。</p>	1か月
		<p>1の2 県発注業務等の契約に係る競争入札において、契約締結後の県への提出資料等に虚偽の記載をし、業務等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内</p>
<p>ロ 業務等着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、契約相手方の瑕疵が特に大きいと認められるとき。</p>	9か月		
<p>ハ 業務等着手後に契約相手方からの報告により虚偽記載の事実が判明し、相手方の瑕疵が特に大きいと認められるとき。</p>	6か月		
<p>ニ 業務等着手前に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、契約相手方の瑕疵が大きいと認められるとき。</p>	3か月		

(故意等による粗雑業務等)	2 県発注業務等の施行に当たり、故意又は過失により業務等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内	ホ 業務等着手前に虚偽の記載事実について契約相手方から報告があり、相手方の瑕疵が認められるとき。	1か月
			(1) 故意に業務等を粗雑にしたと認められるとき。	24か月
			（※(1)については、要綱第4条第4項を適用）	
			(2) 過失により業務等を粗雑にしたと認められるとき。	
			イ 補修が不可能な場合（補修による初期の目的を達成出来ない場合）又は粗雑業務等に起因し、公衆への重大な損害（死亡者の発生、公衆への広範な損害・影響等）を与えるなど、公衆への影響が極めて大きいと認められるとき。	12か月
			ロ 粗雑業務等に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。	9か月
			ハ 会計検査院の検査又は監査委員の監査で不良業務等として指摘され、手直しを命じられたとき。	3か月
			ニ 完成検査で不良業務等として指摘され、又は引渡し後に瑕疵が判明し、発注者から瑕疵担保責任に基づく修補命令を受けた場合で、請負人の過失が特に大きいと認められるとき。	3か月
			ホ 完成検査で不良業務等として指摘され、又は引渡し後に瑕疵が判明し、発注者から瑕疵担保責任に基づく修補命令を受けたとき。	1か月2週間
			ヘ 上記の他、監督員から文書による改善指示を受ける等、業務等を粗雑にしたと認められるとき（発注者側の責めに帰すべき場合を除く）。	2週間
			（※へについては、要綱第	

		<p>4 条第 3 項適用)</p> <p>(※ 粗雑業務等が複数箇所に確認される等、特に必要があると思える場合にあっては、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することが出来るものとする。)</p>	
<p>3 県内における業務等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般業務等」という。）の施行に当たり、過失により業務等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>	<p>イ 補修が不可能な場合又は公衆への重大な損害、若しくは影響（死亡者の発生、公衆への広範な損害等）を与えるなど、粗雑業務等に起因する公衆へ影響が特に大きいと認められるとき。</p>	<p>6 か月</p>
		<p>ロ 粗雑業務等に起因し、公衆に損害（全治 1 か月以上若しくは入院 2 週間以上の医師の診断、又は物損額が 50 万円以上の被害）を与えたとき。</p>	<p>4 か月</p>
		<p>ハ 会計検査院の検査又は監査委員の監査で不良業務等として指摘され、手直しを命じられたとき。</p>	<p>1 か月 2 週間</p>
		<p>ニ 完成検査で不良業務等として指摘され、又は引渡し後に瑕疵が判明し、発注者から瑕疵担保責任に基づく修補命令を受けた場合で、請負人の過失が特に大きいと認められるとき。</p>	<p>1 か月 2 週間</p>
		<p>ホ 完成検査で不良業務等として指摘され、又は引渡し後に瑕疵が判明し、発注者から瑕疵担保責任に基づく修補命令を受けたとき。 (※ホについては、要綱第 4 条第 3 項適用)</p>	<p>2 週間</p>
		<p>(※ 粗雑業務等が複数箇所に確認される等、特に必要があると思える場合にあっては、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することが出来るものとする。)</p>	
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合の外、県発注業務等の施行に当たり、契約に違反し、業務等の契約の相手方として不適当であると認め</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 8 か月以内</p>	<p>イ 契約相手方の責めに帰すべき事由により契約解除となったとき（不完全履行）。</p>	<p>8 か月</p>

られるとき。

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)

5 県発注業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。

当該認定をした日から
1か月以上
6か月以内

ロ 変更、繰越等の手続を行わない場合において、正当な理由が無く工期内に業務等が完成できないとき（履行遅滞）。	6か月
ハ 監督・検査業務の執行を妨害したとき。	5か月
ニ 業務等の施行管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。	3か月
ホ 書面による県の承認を得ないで契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、承継し、又は一括して委任し、若しくは下請させたとき。	3か月
ヘ 仕様書等に基づく重要な報告（事故報告等）の提出を怠ったとき。	2か月
ト 前記へに掲げる場合の他、仕様書等に基づく報告、届出等の瑕疵、遅滞、未提出が認められたとき（発注者の指導等により改善した場合は参加資格制限措置の対象外とする。）。	2週間
I 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。	
イ 死亡（複数）	9か月
ロ 死亡（1人）	6か月
ハ 負傷程度Ⅱ	3か月
ニ 負傷程度Ⅰ	2か月
ホ 物損程度Ⅱ	3か月
ヘ 物損程度Ⅰ	1か月2週間
（※イについては、要綱第4条第4項を適用）	
II 安全管理の措置が著しく	

<p>6 一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内</p>	<p>不適切と認められるとき。</p> <p>Ⅰ 死亡（複数） 6か月</p> <p>ロ 死亡（1人） 3か月</p> <p>ハ 負傷程度Ⅱ 2か月</p> <p>ニ 負傷程度Ⅰ 1か月2週間</p> <p>ホ 物損程度Ⅱ 2か月</p> <p>ヘ 物損程度Ⅰ 1か月</p> <p>Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡（複数） 3か月</p> <p>ロ 死亡（1人） 1か月2週間</p> <p>ハ 負傷程度Ⅱ 1か月</p> <p>ニ 負傷程度Ⅰ 3週間</p> <p>ホ 物損程度Ⅱ 1か月</p> <p>ヘ 物損程度Ⅰ 2週間</p> <p>（※ニ及びヘについては、要綱第4条第3項を適用）</p> <p>(1) 公的機関発注業務等において下記ⅠからⅢに該当したとき。</p> <p>Ⅰ 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。</p> <p>イ 死亡（複数） 6か月</p> <p>ロ 死亡（1人） 4か月</p> <p>ハ 負傷程度Ⅱ 2か月</p> <p>ニ 負傷程度Ⅰ 1か月2週間</p> <p>ホ 物損程度Ⅱ 2か月</p> <p>ヘ 物損程度Ⅰ 1か月</p> <p>（※イ及びロについては、要綱第4条第4項を適用）</p> <p>Ⅱ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p>
---	---------------------------------------	---

<p>(安全管理措置の不適切により生じた業務等関係者事故)</p> <p>7 県発注業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ</p>		イ 死亡（複数）	2 か月
		ロ 死亡（1人）	1 か月
		ハ 負傷程度Ⅱ	3 週間
		ニ 負傷程度Ⅰ	2 週間
		ホ 物損程度Ⅱ	3 週間
		ヘ 物損程度Ⅰ	文書注意
		(※イについては、要綱第4条第4項適用、ヘについては同条第3項を適用)	
		Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。	
		イ 死亡（複数）	1 か月2 週間
		ロ 死亡（1人）	1 か月
		ハ 負傷程度Ⅱ	2 週間
		ニ 負傷程度Ⅰ	文書注意
		ホ 物損程度Ⅱ	2 週間
		ヘ 物損程度Ⅰ	文書注意
		(※ハ、ニ及びホについては、要綱第4条第3項を適用)	
		(2) (1)以外の業務等の現場責任者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。	
		イ 死亡（複数）	4 か月
		ロ 死亡（1人）	2 か月
		ハ 負傷程度Ⅱ	1 か月2 週間
		ニ イ～ハ以外	1 か月
(※イについては、要綱第4条第4項適用)			
I 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。			
イ 死亡（複数）	6 か月		

当該認定をした日から
2 週間以上
4 か月以内

<p>たと認められるとき。</p>		<p>ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ</p> <p>（※イについては、要綱第4条第4項を適用）</p> <p>Ⅱ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ</p> <p>Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ</p>	<p>4か月 2か月 1か月2週間</p> <p>2か月 1か月 3週間 2週間</p> <p>1か月 1か月 2週間 文書注意</p>
<p>8 一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>	<p>(1) 公的機関発注業務等において下記ⅠからⅢに該当したとき。</p> <p>Ⅰ 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。</p> <p>Ⅱ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p>	<p>4か月 3か月 1か月2週間 1か月</p> <p>3か月</p>

	ロ 死亡（1人）	1か月2週間
	ハ 負傷程度Ⅱ	1か月
	ニ 負傷程度Ⅰ	3週間
	（※イについては、要綱第4条第4項適用）	
	Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。	
	イ 死亡（複数）	1か月2週間
	ロ 死亡（1人）	1か月
	ハ 負傷程度Ⅱ	2週間
	ニ 負傷程度Ⅰ	文書注意
	(2) (1)以外の業務等の現場責任者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。	
	イ 死亡（複数）	3か月
	ロ 死亡（1人）	1か月2週間
	ハ 負傷程度Ⅱ	1か月
	ニ イ～ハ以外	3週間
	（※イについては、要綱第4条第4項適用）	

別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置要件)

措置要件	期間	運用基準	運用期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>18か月以上</p> <p>24か月以内</p>	<p>イ 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ハ 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24か月</p> <p>21か月</p> <p>18か月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、業務等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以上</p> <p>24か月以内</p>	<p>(1) 県発注業務等においてし、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)</p> <p>(2) 福島県内において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)</p>	<p>24か月</p> <p>18か月</p> <p>21か月</p> <p>15か月</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項及び同第2項に該当する場合。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上 24か月以内</p>	<p>(3) 福島県外において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p>	<p>18か月</p>
<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>4 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し業務等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内</p>	<p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p>	<p>18か月</p>
		<p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）</p>	<p>12か月</p>
		<p>(1) 県発注業務等において、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24か月</p>
		<p>(2) 県発注業務等以外（福島県内）の業務等において有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>21か月</p>
		<p>(3) 県発注業務等以外（福島県外）の業務等において有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>18か月</p>
		<p>(1) 県発注業務等に関して廃棄物処理法に違反し、下記のイからホまでに該当したとき。</p>	<p>12か月</p>
		<p>イ 廃棄物処理法に違反し、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12か月</p>
		<p>ロ 廃棄物処理法に違反し、</p>	<p>9か月</p>

	<p>監督官庁から許可取消しの処分（ただし、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く。）を受けたとき。</p>	
	<p>ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	6 か月
	<p>ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	4 か月
	<p>ホ 廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。</p>	3 か月
	<p>(2) 福島県内において、下記のイからホまでに該当したとき。</p>	
	<p>イ 廃棄物処理法に違反し、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	6 か月
	<p>ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消しの処分（ただし、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く）を受けたとき。</p>	4 か月
	<p>ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	3 か月
	<p>ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	2 か月
	<p>ホ 廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。</p>	1 か月
	<p>(3) 福島県外において、廃棄物処理法に違反し、有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	3 か月

		<p>であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p>	
		<p>リ 有資格者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	6 か月
		<p>ヌ 上記を除くほか、有資格者である個人又は有資格者の役員、使用人若しくは実質的に経営に参加し若しくは経営を支配している者が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p>	3 か月
		<p>ル 県業務等の施行に当たり、暴力団等から不当介入を受けながら、県への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p>	1 か月
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、業務等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内</p>	<p>(1) 業務に関し、脱税の容疑により税務当局から告発され、検察当局から逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	6 か月
		<p>(2) 県発注業務等において、下記のイからルに該当し、業務等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	
		<p>イ 委員会の調査審議によって、談合等の不正行為があったと認められたとき。</p>	1 8 か月
		<p>ロ 業務に関する法令違反により有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	1 2 か月
		<p>ハ 労災かくしにより有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	1 2 か月
		<p>ニ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、業務等の</p>	6 か月

	契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
ホ	労災かくしにより監督官庁から行政指導を受け、業務等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	6 か月
ヘ	落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨害したとき。	5 か月
ト	談合等不正行為に関する委員会の調査審議に応じない等、不誠実な行為があったとき。	3 か月
チ	正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退し、若しくは有資格者の過失により入札手続を大幅に遅延させる等、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。	2 か月
リ	下請業者、資材購入先等への不適正な履行等があったとき。	2 か月
ヌ	参加資格制限期間中の有資格者を下請負人として使用したとき（既に下請契約締結後の下請負業者が入札参加資格制限を受けたときを除く。）。	1 か月
ル	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第6号に該当したとき。	1 か月
	（※イについては、要綱第4条第4項を適用）	
(3)	福島県内において、業務に関する法令違反（法令違反の原因が森林整備業務及び林産物売り払いである場合を除く。）により下記のイから二までに該当し、業務等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
イ	業務に関する法令違反により、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕さ	6 か月

7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、業務等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内	れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
		ロ 労災かくしにより有資格業者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6か月
		ハ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、業務等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	3か月
		ニ 労災かくしにより監督官庁から行政指導等を受け、業務等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	3か月
		(1) 福島県内における違反行為において下記のイ又はロに該当したとき。	
		イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。	6か月 ～9か月
		ロ イに該当する場合の他、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。	3か月
(2) 福島県外における違反行為において下記のイ又はロに該当したとき。			
イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。	4か月		
ロ イに該当する場合の他、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。	1か月		

※ なお、この措置基準に規定のない事案については、各措置要件に定める期間の範囲内において、森林整備業務競争入札参加者資格審査委員会又は林産物売払い入札参加者資格審査委員会における審議を踏まえ運用、措置するものとする。